

## デジタルぐんまちよい得シニアパスポート利用規約

### (趣旨)

第1条 ぐんまちよい得シニアパスポート事業（以下「本事業」という。）は、高齢者の積極的な外出を促し、地域との交流や自身の健康維持につなげていただくことを主な目的としています。

本規約は、県内在住の65歳以上の皆様が「デジタルぐんまちよい得シニアパスポート」の利用登録を行い、各種サービスを受けるにあたり、必要な事項を定めます。

### (定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ア デジタルぐんまちよい得シニアパスポート

群馬県（以下「県」という。）が本事業の利便性向上を目的に開発したシステムに登録した証として発行するもので、ぐんまちよい得シニアパスポート（以下「ぐーちょきシニアパスポート」という。）と同様に利用することができるものをいう。

イ 利用登録者

県内在住の65歳以上でデジタルぐーちょきシニアパスポートを利用するための登録を行った利用者をいう。

ウ 協賛店舗等

本事業に協賛し、ぐーちょきシニアパスポート及びデジタルぐーちょきシニアパスポートの利用登録者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

エ 特典

協賛店舗等で任意に定めた割引やポイント等の優遇措置やサービスをいう。

オ システム

マイナンバーカードを読み取ることで、県内在住の65歳以上の者が簡便にぐーちょきシニアパスポートの取得をできるようにし、本事業の利便性が向上することを目的として県が開発したデジタルぐーちょきシニアパスポートに係るシステムをいう。

### (規約適用)

第3条 本規約は、本システムの利用に係る全てに適用されるものであり、利用登録者が本システムを利用するにあたっては、本規約を遵守するものとします。

### (対象者)

第4条 本事業は、県内に在住する65歳以上の者を対象とします。

### (利用者の登録の手続き)

第5条 本事業によるデジタルぐーちょきシニアパスポートの利用を希望する者は、LINE アプリをインストールし、群馬県 LINE 公式アカウントである「群馬県デジタル窓口」を友達に追加する必要があります。また、「群馬県デジタル窓口」からマイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号を入力した上で、マイナンバーカードを読み取り登録することで申し込むこととします。

二 県は、利用登録者が、前項に定める申込みを行った時点で、県と利用登録者との権利義務関係について、本規約の内容に同意したものとみなします。

### (デジタルぐーちょきシニアパスポートの利用等)

第6条 利用登録者は、協賛店舗等において特典を利用しようとするときは、デジタルぐーちょきシニアパスポートを提示することとします。

- 二 デジタルぐーちよきシニアパスポートは、利用登録者のみが利用できるものとし、それ以外の者に譲渡又は貸与することはできません。
- 三 利用登録者は、登録内容に変更が生じたときは、システムのメニュー「登録内容の変更」により修正します。
- 四 利用登録者は、デジタルぐーちよきシニアパスポートの登録を解除する場合や住所の変更により県外に在住することとなった場合、システムのメニュー「利用登録の解除」により登録を解除します。

#### (禁止事項)

第7条 本システムの利用にあたって、以下の行為は禁止され、利用登録者の行為が以下のいずれかに該当する場合、県が適切と判断する措置を講じることがあります。

- ア 法令又は公序良俗に違反する行為
- イ 犯罪行為に関連する行為
- ウ 県又は第三者の著作権その他の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の人格権、その他法律上保護された権利・利益を侵害する行為
- エ 県、他の利用登録者、又はその他第三者のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- オ 本システムに係る運営を妨害するおそれのある行為
- カ 不正アクセスをし、又はこれを試みる行為
- キ 他の利用登録者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- ク 不正な目的をもってシステムを利用する行為
- ケ 本システムの他の利用登録者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- コ 他の利用登録者に成りすます行為
- サ 本システムに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- シ その他、県が不適切と判断する行為

#### (利用登録の取消し)

第8条 県は、利用登録者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができます。

- ア 本規約に違反した場合
  - イ その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと県が認める場合
- 二 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めないこととします。

#### (県の関与)

- 第9条 県は、本事業の実施に当たり、協賛店舗等の情報や特典内容等の情報を県ホームページ及び本システム（以下「県ホームページ等」という。）に掲載し、利用登録者及び県民に広く発信します。
- 二 県は、利用登録者が本システムを利用するに際しての必要な通信手段、機器等の準備又は操作に関して一切関与しません。
  - 三 県は、利用登録者が本システムを利用する際に利用料は徴収しません。ただし、利用登録者が本システムの利用に際して用いる通信手段の通信料金は、利用登録者自身の負担とします。
  - 四 県は、事前に利用登録者に通知することなく、本システムの内容を変更することがあります。県は、本システム内容の変更によって利用登録者に生じた損害又は不利益について、責任を負いません。
  - 五 県は、利用登録者に事前に通知することなく、いつでも特定の利用登録者又は全ての利用登録者に対して、本システムの提供を停止・終了することができるものとします。県は、本システムの停止・終了によって利用登録者に生じた損害又は不利益について、責任を負いません。

#### (免責)

第 10 条 天災地変、戦争、テロ、暴動、法令の制定改廃、政府機関の介入又は命令、停電、通信回線の障害、データの不正アクセス等の不可抗力等により、本システムの一部又は全部が停止する場合に利用者に生じた損害について、県は責任を負いません。

二 本規約における県の責任は、合理的な努力をもって本システムを運営することに限られるものとし、県はシステムの有用性、特定目的への適合性、第三者の権利の侵害について責任を負わず、また、いかなる補償もしません。

三 利用登録者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、県は責任を負いません。また、利用登録者が使用するネットワーク、コンピュータ、ソフトウェア等利用環境等によって生じた損害等についても、県は責任を負いません。

四 県は、自らの故意又は重過失がある場合を除き、利用登録者が本システムを利用したこと又は利用することができなかつたことによって生じる損害については、賠償する責任を負いません。

五 県は、利用登録者と協賛店舗等の間の実際の取引等には一切関与しません。本事業に関連して利用登録者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任は一切負わないものとします。

六 前項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛店舗等その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとします。

(保証の否認)

第 11 条 本システムにおける情報の掲載は、協賛店舗等の協力により提供するものであり、県は県ホームページ等に掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではありません。

(著作権)

第 12 条 本システムに掲載している個々の情報(イラストなど)に関する著作権は、県及び正当な権利を有する第三者に帰属し、著作権法により保護されていますので、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用などはできません。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 県は、利用者の個人情報を次のとおり取り扱うこととし、定めのない事項については、群馬県個人情報保護条例(平成 12 年群馬県条例第 85 号)が適用されます。

ア 県が取得する可能性のある個人情報

- (1) マイナンバーカードにて読み取れる基本 4 情報(氏名、住所、生年月日、性別)
- (2) 本システムで行った登録状況、表示利用状況
- (3) 利用者が LINE サービスに登録したアカウント識別子情報、プロフィール情報
- (4) 本システムに投稿されたトークの内容(テキスト、URL リンク、画像等)
- (5) クッキー(Cookie)、アクセスログその他本システムの利用状況に関する情報
- (6) 機器情報(OS、端末の個体識別情報、言語設定等)

イ 利用目的

- (1) 本システムの利用対象者であることを確認するため
- (2) 利用状況等を分析するため(個人を識別できない形で行う公表を含みます。)
- (3) 本システム利用に関する照会等の対応を行うため

ウ 適切な管理

県は、取得した個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は不正アクセスを防止するため、本規約に基づく個人情報の取扱いについて適時適切に見直しを行い、個人情報の安全で正確な管理に努めます。また、県は、利用登録者の個人情報について、協賛店舗等に提供することはありません。

## エ 委託先の管理

- (1) 本システムの提供に当たり、個人情報の取扱業務の全部又は一部を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。
- (2) この場合、個人情報の適正な管理を実施することができる委託先を選定した上で、適正な取扱いを確保するための措置を契約上義務付けます。
- (3) 当該委託先において、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行います。

### (権利譲渡等の禁止)

第 14 条 利用登録者は、本規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

### (規約の変更)

第 15 条 本規約の内容は、必要に応じ、利用登録者の事前の承諾を得ることなく、県において変更することがあります。

二 本規約の変更に関する告知は、県ホームページ等への掲載の方法のみによって行いますので、利用登録者は、これらの県ホームページ等により最新の規約を確認してください。また、県ホームページ等に随時掲載、追加する附則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。なお、変更後の本規約については、県ホームページ等に掲載した日（県が変更後の本規約の発効日を別途設定した場合はその日）に効力を生じるものとします。

### (準拠法及び裁判管轄)

第 16 条 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、本規約等に関し訴訟の必要が生じた場合には、前橋簡易裁判所又は前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### (協議解決)

第 17 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用登録者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、これを解決するものとします。

## 附 則

本規約は、令和 6 年 12 月 12 日から施行します。